

## マイナ保険証の現状について

### 1. マイナ保険証について＜厚生労働省ホームページより抜粋＞

#### ・マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）とは

マイナンバーカードを医療機関・薬局で健康保険証として利用することができます。利用の際は顔認証付きカードリーダーで受付を行います。

顔認証付きカードリーダーを利用することで、これまでよりも正確な本人確認や過去の医療情報の提供に関する同意取得等を行うことができ、より良い医療を受けることができます。

#### ・マイナンバーカードの健康保険証利用には以下3ステップが必要です。

STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

#### ・マイナ保険証のメリット

##### 1. データに基づくより良い医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診等の情報について、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。

##### 2. 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

従来は、事前に「限度額適用認定証」の交付申請が必要でしたが、申請に必要な情報を提供することに同意すれば、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。

##### 3. マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

これからは、マイナポータルからe-Taxに連携することで、確定申告時の医療費控除申請がカンタンになります。

医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルとe-Taxを連携することで、データを自動入力できます。

##### 4. 医療現場で働く人の負担を軽減できる

マイナンバーカードを健康保険証として利用し情報提供に同意いただくと、お薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有ことができ、業務効率化が図れます。

保険資格の情報確認においても、マイナンバーカードと顔認証付きカードリーダーを用いて資格情報などを自動取得することができるため、事務職員の負担が軽減され、さらに自動化により誤記リスクも減らすことができます。

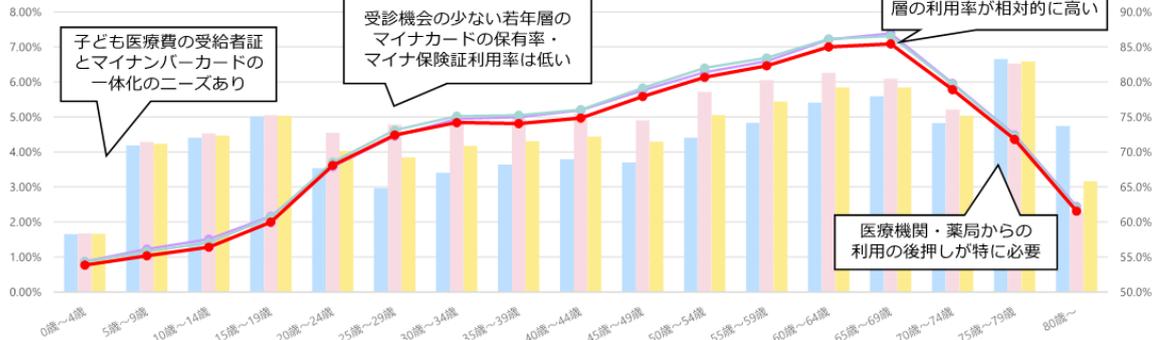
## 2. 利用状況

(厚生労働省 令和6年1月19日第174回社会保障審議会医療保険部資料より引用)

### マイナ保険証利用率など(年代別)

○ マイナ保険証の利用率は、65～69歳が最も多く、現役層の促進が課題。

→ 現役層への周知強化が必要



### マイナ保険証利用率推移(施設別)

○ 病院・診療所において低下傾向。  
○ 薬局はやや増加傾向。 → グループ全体で声かけに取り組んでいる



(厚生労働省 令和6年3月14日第176回社会保障審議会医療保険部会より引用)

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年2月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	5.16% (+0.64%)
青森県	3.13% (+0.25%)
岩手県	6.20% (+0.42%)
宮城県	4.86% (+0.39%)
秋田県	3.76% (+0.60%)
山形県	4.58% (+0.71%)
福島県	6.26% (+1.08%)
茨城県	6.32% (+0.97%)
栃木県	5.70% (+0.81%)
群馬県	5.68% (+0.54%)
埼玉県	4.56% (+0.34%)
千葉県	5.51% (+0.42%)
東京都	4.88% (+0.23%)
神奈川県	4.97% (+0.30%)
全国	4.99% (+0.39%)

都道府県名	利用率
新潟県	6.47% (+0.98%)
富山県	7.26% (+1.49%)
石川県	7.25% (+1.11%)
福井県	7.69% (+0.85%)
山梨県	4.26% (+0.36%)
長野県	4.09% (+0.51%)
岐阜県	4.43% (+0.37%)
静岡県	5.40% (+0.27%)
愛知県	3.71% (+0.15%)
三重県	4.77% (+0.23%)
滋賀県	5.70% (+0.31%)
京都府	5.37% (+0.48%)
大阪府	4.77% (+0.24%)
兵庫県	4.97% (+0.31%)
奈良県	5.36% (+0.24%)
和歌山県	3.22% (+0.22%)

都道府県名	利用率
鳥取県	7.58% (+0.35%)
島根県	6.19% (+0.59%)
岡山県	4.67% (+0.25%)
広島県	5.19% (+0.34%)
山口県	5.42% (+0.59%)
徳島県	3.43% (+0.28%)
香川県	5.46% (+0.68%)
愛媛県	3.14% (+0.49%)
高知県	4.16% (+0.42%)
福岡県	4.70% (+0.20%)
佐賀県	5.44% (+0.33%)
長崎県	5.27% (+0.55%)
熊本県	5.85% (+0.33%)
大分県	3.89% (+0.22%)
宮崎県	7.23% (+0.58%)
鹿児島県	8.96% (+0.52%)
沖縄県	2.56% (+0.25%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 + オンライン資格確認利用件数  
(括弧内の値は令和6年1月の値からの変化量(%ポイント)) 4

<栗東市国民健康保険加入者の登録率・利用率>

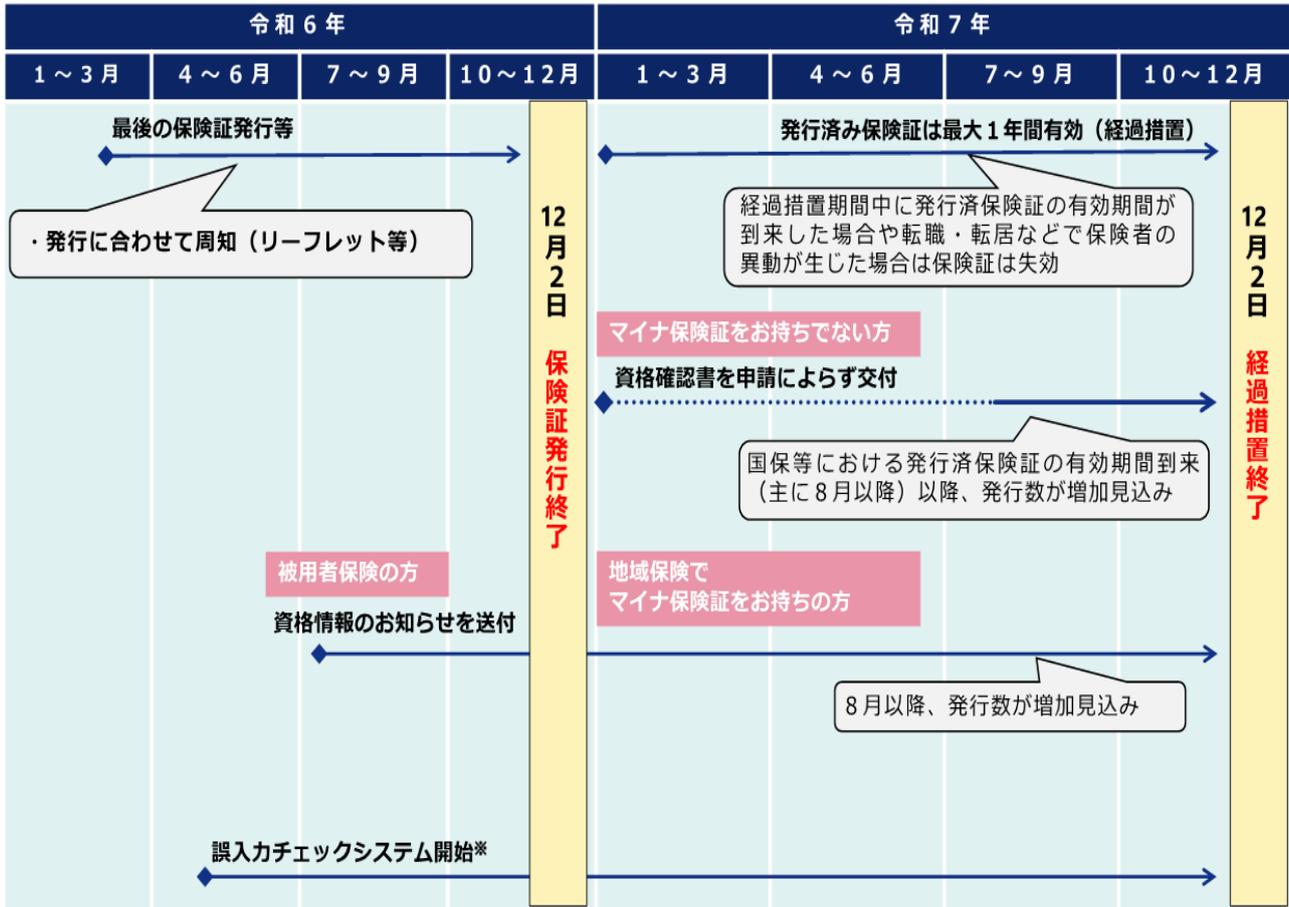
【登録率】 令和6年1月1日時点 57.4%  
令和6年5月1日時点 58.6%

【利用率】 令和5年12月診療分 4.20%  
令和6年4月診療分 8.07% (全国利用率 6.56%)

<国が示す利用率目標：令和6年11月時点で50%>

### 3. スケジュール

(厚生労働省 令和6年1月19日第174回社会保障審議会医療保険部資料より引用)



※ データ登録時に全件住民基本台帳のデータと突合

1.

#### [実務上の取り扱い(栗東市国民健康保険)]

- ・ 令和6年8月更新の保険証を7月中旬に発送  
(有効期限: 令和7年7月31日 ※) ※一部の人を除く。
- ・ 発行済の保険証、資格証は、有効期限までそのまま使用可能
- ・ 令和6年8月以降に発行する全ての保険証について、マイナンバーと紐づいていることを伝えるため、保険証の台紙の右下にマイナンバー(下4桁)を印字
- ・ 令和6年11月29日(金)までは、これまでどおり被保険者証(有効期限: 令和7年7月31日)を発行
- ・ 令和6年12月2日(月)以降、新規加入者や再発行希望者、記載内容変更者のうち、マイナ保険証の利用登録が出来ている人には「資格情報のお知らせ」を、利用登録が出来ていない人には「資格確認書(※)」を発行  
※長期滞納者(現行の資格証対象者)には特別療養費の対象(10割負担)である旨を記載
- ・ 有効期間が半年となる短期証については取り扱いがなくなり、現行の一般証扱いか資格証扱いのいずれかとなる
- ・ (開始時期未定) マイナ保険証利用登録解除の受付を開始

#### 4. 利用率向上対策

○保険者努力支援（取組評価分）の評価指標対象（実績や取組に対して評価）

<例（令和6年度の実施状況及び実績評価分）>

- ・マイナ保険証のメリット・マイナ保険証での積極的な受診の周知広報を含めリーフレットを作成し、HP等において周知・広報している場合・・・5点
  - ・被保険者証更新時や納入通知書の発送時等に、リーフレット等を用いて、医療機関等における積極的なマイナ保険証での受診について周知・広報の取組をしている場合・・・5点
  - ・被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合が全自治体の上位1割に当たる〇〇%を達成している場合・・・10点
  - ・マイナ保険証の利用率が全自治体の上位1割に当たる〇〇%を達成している場合・・・20点
- など最高で計71点

○厚生労働省より広報・周知用のチラシデザインの提供（別添資料参照）

その他、国の対策として、CMの実施、利用率が増加した医療機関等に対して補助金の交付、厚生労働省や経済産業省等のイベントや会合における利用促進の呼びかけなどを実施。

#### 5. 課題・問題点

○国から情報がなかなか回ってこない。（いまだに未確定事項が多い）

- ・条例改正の必要性
- ・マイナ保険証の利用登録状況の確認方法
- ・マイナ保険証利用登録解除方法

など

○様々な苦情が想定される。

- ・マイナ保険証が使えない  
(システム上の問題、本人がマイナ保険証の登録をしていない、国保や社保の資格処理が出来ていない、医療機関がマイナ保険証に対応していないなど色々な原因が想定されるがすぐに特定できない)
- ・限度額認定証が使えない  
(未申告などにより所得情報がないと一番上の区分となる、90日以上長期入院該当による食事代の減額は別途申請が必要)

など

○事務負担の増加

- ・前述の苦情や問い合わせ対応が増える
- ・マイナ保険証の登録状況に応じて、「資格確認のお知らせ」と「資格確認書」の発行や、説明内容を分ける必要がある

など